

第1章 総則

第1条 クラブは、セントクリークゴルフクラブ(以下クラブという)と称する。

第2条 クラブは、ジャパンクラシック株式会社(以下甲という)から、ゴルフ場運営の委託を受けた、株式会社セントクリークゴルフクラブ(以下乙という)が運営する愛知県豊田市月原町黒木1-1所在のゴルフ場及びその付属施設を利用し、健全なゴルフの普及発展に努めると共に、プレーヤーの体位の向上、健康の増進を図り会員相互の親睦に資することを目的とする。

第3条 クラブの事務所は乙内に置く。

第2章 会員

第4条 クラブは、次の会員を以って組織する。

1. 特別会員 20名
 2. 正会員 1,765名
 3. 平日会員A 390名
 4. 平日会員B 1,500名
 5. 名誉会員(正会員・平日会員) 第9条に記載する者
- 会員は、本ゴルフ場を利用する権利を有する。

第5条 特別会員は、乙の取締役会及び理事会が承認した者とする。

第6条 正会員は個人及び法人とし、理事会の承認を得て入会金の払込みを完了し、乙の発行する、優先株式4株、又は普通株式312株を取得した者(以下株式会員という)、もしくは既に甲に預り保証金(以下保証金という)の払込みを完了した者(以下預託金会員という)で、第10条に定める登録制度により、登録された者とする。

第7条 平日会員Aとは、個人及び法人とし、理事会の承認を得て入会金の払込みを完了し、乙の発行する、優先株式2株、又は普通株式156株を取得した株式会員、もしくは既に甲に保証金の払込みを完了した預託金会員で、第10条に定める登録制度により、登録された者とする。

2. 平日会員Aは、月曜日～金曜日の平日及び祝日(会社が別に定める休業日は除く)の営業時間内に所定の利用料金を支払って施設を利用することができる。

第8条 平日会員Bとは、個人及び法人とし、理事会の承認を得て入会金の払込みを完了し、乙の発行する、優先株式1株、又は普通株式78株を取得した株式会員で、第10条に定める登録制度により、登録された者とする。

2. 平日会員Bは、月曜日～金曜日の平日の営業時間内に所定の利用料金を支払って施設を利用することができる。

第9条 名誉会員は、以下の要件を満たした者とし、正会員、平日会員の別は従前の会員種別を承継するものとする。尚、名誉会員は一身専属とし、譲渡できない。

1. 会員(法人の場合は登録者)として10年以上在籍し、かつ満70歳以上の株式会員で、会員権を譲渡又は贈与(法人の場合は登録者変更を含む)した後も、乙が別に定める年会費を支払うことを条件に会員として継続を希望する者。
2. 代行登録者にあつては、名誉会員となる資格を有しない。

第10条 入会希望者が個人である場合、自己及び第三者を会員として登録できるものとし、自己を会員とした場合を本人登録、第三者を登録した場合を代行登録という。

2. 入会希望者が法人である場合、法人の指名する者を会員として登録するものとし、この場合を法人登録という。
3. 相続・譲渡及び法人会員における登録者の変更等、いずれの場合も理事会の承認を得て、所定の名義書換料を支払い、会員資格を取得する。

第11条 保証金は甲が預かり保管運用する。

保証金は無利息とし、払込完了後、又は譲渡・相続により入会の場合は、2001年6月25日以降入会時から10年間据置き、その後退会するとき請求により所定の手続きをとった上返還する。なお、再入会はこれを認めない。但し、天災地変、社会・経済情勢の著しい変化が生じたとき、又はクラブの運営上会員の利益を著しく阻害するおそれのあるとき、その他会社の経営を円滑に遂行するため必要のあるときは、理事会の決議によって据置期間を延長することができる。

2. 退会した時は、甲に対する預託金返還請求権を他に譲渡することはできない。

第12条 保証金を返還する場合は、年会費その他は返還せず、未納金もしくは未払金のある場合は保証金と相殺する。

第13条 年会費、名義書換料その他の費用は乙及び理事会において決定する。

第14条 会員は、次の場合その資格を喪失する。

1. 譲渡、退会、除名、死亡
2. 法人会員が母体法人から退職又は母体法人の解散

- 第15条 会員が次の各号のひとつに該当した場合は、理事会の決議により除名もしくは一定期間の会員資格の停止処分を行うことができる。
1. 暴力団あるいはこれに相当する反社会的集団の構成員又はそれらの関係者であること、刺青等があることが判明したとき。若しくは、これらの者と知りながらゲストとして紹介したとき。
 2. クラブの諸規則に違反したとき。
 3. クラブの名誉を傷つけ、又はクラブの秩序を乱したとき、及びその恐れがきわめて強いと認められたとき。
 4. 年会費や諸料金を3ヶ月以上滞納したとき。
 5. その他理事会において処分を至当と認める行為があったとき。
- 第16条 株式会社員は乙の株式を、乙の許可を得ないで他に譲渡、質入、その他一切の処分をしてはならない。
- 第17条 株主である会員が死亡したときは、相続人は1名限り、乙の定める所定の名義書換料を支払い、株式とともに登録された資格を承継することができる。
- 第18条 株式会社員が除名された場合、乙は株式会社員の所有にかかる株式を乙が発行した金額で買取る権利を有する。なお、除名された株式会社員から乙に対し、本項の買取請求をすることはできない。
2. 乙より買取請求がなされたときは、株式会社員より株券の提出がなされることを条件として、前記金額にて売買契約が成立したものとみなす。この場合、乙が当該株式会社員に対して、債権を有するときは、乙は対当額で相殺した後株式会社員に全額を支払う。

第3章 役員及び委員

- 第19条 クラブに次の役員を置く。
理事長1名、副理事長1名、常務理事1名、理事若干名、監事若干名。
役員はすべて名誉職とし、その任期は2ヶ年とする。但し、再任を妨げない。
役員は任期満了後であっても後任者が就任するまでその職務を継続して行う。
- 第20条 理事長・副理事長は、理事の互選により選出し、クラブを代表し、理事会を主宰し会務を統轄する。副理事長並びに常務理事は、理事長支障ある場合は理事長を代行する。
- 第21条 常務理事、理事、監事は特別会員、正会員、平日会員並びに乙の役員の中から乙がこれを委嘱する。
- 第22条 理事会は、クラブの管理運営に当たるほか次の事項を審議決定する。
1. 本会則の改訂
 2. 本会則のための細則及び会務運営に必要な諸規則の制定改廃。但し、利用約款及びカート利用約款については乙の決定事項とする。
 3. その他クラブ運営に必要な事項
- 第23条 理事会の決議は、出席理事の過半数をもって決定する。
- 第24条 クラブに理事会の諮問機関として次の委員会を置くことができる。
1. コース委員会(コースの使用、維持及び保全に関すること)
 2. フェロウシップ委員会(諸規則の励行、クラブの秩序維持、会員相互の親睦、会員の処分、入会申請者の審査及び会誌発刊に関すること)
 3. ハンディキャップ委員会(ハンディキャップの審査決定に関すること)
 4. コンペティション委員会(ゴルフ競技の企画並びに施行及びルールに関すること)
- 委員は、理事会が会員の中から委嘱し、任期は2ヶ年とする。

第4章 会計

- 第25条 クラブの事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第26条 クラブの会計は乙がこれを行ない、入会金などの収入及び資産並びに負債はその種類及び会員の種別に応じて甲又は乙に帰属するものとする。

第5章 附則

- 第27条 本会則に付随する細則は別に定める。

(付記) 1986年10月7日作成 2018年10月10日一部改訂

1992年9月28日一部改訂
1998年2月24日一部改訂
2001年6月25日一部改訂
2002年10月3日一部改訂
2003年10月1日一部改訂
2004年4月1日一部改訂
2006年10月3日一部改訂
2008年10月1日一部改訂
2010年9月24日一部改訂
2011年4月1日一部改訂
2011年9月20日一部改訂